

## 第7回屋台との共生のあり方研究会

平成24年4月3日（火）

【事務局（臼井）】 それでは、第7回研究会の開会に先立ちまして事務局からご連絡申し上げます。私、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の臼井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらず、第7回屋台との共生のあり方研究会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。資料は、会議資料といまして、議事次第、委員名簿、配席図、そして提言書（案）とその概要をお配りしております。また、委員の方々には、これまで配付した第1回から第6回までの資料をまとめたファイルを机上に置かせていただいておりますので、議論のご参考にしてください。こちらはお持ち帰りにならないようお願いいたします。

今回の会議につきましても、報道関係の皆様や傍聴される皆様に公開するとともに、動画を撮影し、配信を行っているところでございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、注意事項ですが、報道関係の皆様及び傍聴される皆様には、当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いいたします。カメラ等の撮影、取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げにならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。また、傍聴者の皆様には、注意事項をお渡ししております。傍聴席からの発言や拍手等はできません。注意事項を守らない場合は退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。

初めに、お手元の委員名簿と座席表をごらんください。こちら資料に欠席委員を、秋吉委員、早川委員、進藤委員と書いてありますが、秋吉委員のみのご欠席でございます。大変失礼いたしました。

それでは、これより会議の進行は鳥越会長をお願いいたします。鳥越会長、よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 はい、わかりました。

おはようございます。いよいよ最後になってきました。個人的なことで申しわけないですけれども、今日は7時の飛行機で東京からやってきましたので、4時半ごろに目を覚ました。昨日はちょっと仕事があって夜遅くなったものですから、ほとんど睡眠時間が

足りておりませんので、頭がちゃんと回るかどうかわかりませんが、今日の最終的な提言書に至るまでの進行を務めさせていただきます。

今日のこの会の最終的な目標は、これまでの議論を積み重ねてきたものを取り込んで提言書という形にまとめてありますので、皆さんでこの提言書というものを確認していただきます。問題がなければ、今日のこの会合が終わった後に午後にでも高島市長に、この会の総意として、屋台との共生のあり方について、私たちはこういうことを議論して、こういう提言書にまとめましたので、ぜひこれを受けとめていただきたいという形でお渡しをしようかと思っております。

ざっとこれまでを振り返って、どういうことがここで話し合われてきたかといいますと、これまでの研究会では、屋台が住民の方々に迷惑をかけてしまっていることがあるんじゃないか、そして、平成12年につくられた屋台指導要綱が十分徹底されていないと。そういうことから、屋台営業者や行政が反省をして、市民、住民、関係者の皆さんの間に積み積み積もっている行政に対する不信感、それから屋台業者に対する不信感をしっかり払拭するために、どういう取り組みをしたらいいかということを議論をしまいいりました。

それはこの現状に対する問題点、課題ですけれども、目を転じて、行政指導、それから屋台業者の取り組みというものが着実に今後なされていけば、屋台というものは福岡のまちのいわば魅力、観光の目玉と簡単に言えますけれども、福岡のまちを日本じゅうで福岡に行けば屋台があるというふうにアピールする一つの大きな要素になり得る、さらに福岡のまちが活性化してくる一つのきっかけになるだろうということで、屋台は福岡のまちと十分共生をし得るんだということも出てきたと思います。さらには、そうすることによって観光資源、それから屋台があることによって人々が出てきて、まちがにぎわうという活性化にもプラスになってくるので、そういったことに活用していくべきだろうと。

平成12年の指導要綱の中では原則一代限りという文句がありましたけれども、今後はこれをもう一度再構築するため、屋台が福岡市で共生していくためにいろいろと考え直してみる必要があるだろうということが示されたと思います。

今回は最終回ということで、これまで皆さんからいただいた議論をまとめた提言書については、前回、私が示しました四つの方向性に沿って作成がしてあります。事前に皆さんには素案を送付してありまして、それに対して皆さんからそれぞれ個人的なご意見をいただいております。そして、そのご意見をできるだけ反映し、提言書として今回お配りをしてあります。

いただいたご意見はおおむね盛り込んでありますので、皆さんからはご了解いただけるものと考えておりますけれども、ちょっと分厚いものですから、ここですぐぱっとそれを見てということもいかない、時間的にも難しいと思いますので、その内容につきましては、私が簡単に概要としてまとめたものがございますので、その概要をご説明して、提言書本体の説明にかえさせていただきたいと思います。

概要というのは、臼井さん、全部皆さんにお渡ししているんですね。

1枚の紙ございますかね。こういうやつです。これをちょっとごらんになってください。これが基本的に提言書の中身を圧縮して、概要として書いたものです。私はこれに沿ってご説明申し上げます。

最初に書いてありますように、屋台の現状ということをまず私たちはいろいろ議論させていただきました。その中で、屋台の課題と効用と両方あるだろうということで議論をしたんですが、課題としては、ここに書いてありますように、市民・地域住民の評価が課題として残っている。それから、地域住民や周辺の店舗の理解が十分に得られていないという問題がある。それから、平成12年の要綱でいろいろ打ち出された施策というものが十分行われていない、つまり未完了になっているという問題があるんじゃないかという、こういういった厳しいご指摘がございました。これは提言書の中に入っております。

一方、効用という点で言えば、先ほど来、私が申し上げていきますように、市民、それから外部からやってくる観光客の評価と、福岡には屋台があるということで皆さんがそれで楽しんでいただいている、プラスにそれは働いているものだというふうに思われる。それから、当然、観光資源としての経済効果が一定程度あるわけですので、経済効果というものも無視できないだろう。3番目に、福岡の屋台の場合は、ほんとうにまちの繁華街に近いところに展開をしておりますので、まちのにぎわいというもの、活性化ということにつながっていて、人々の交流の場になったり、静かなまちではなくて、何となくにぎわっている、そういうことに効果があるのではないかということですね。

こういう現状を踏まえた上で、じゃあ、これからどういうふうしていくのかということで、方向性①、②、③と書いてありますが、まず方向性①は、屋台営業者、そしてそれをつかさどっている行政に対する不信感を何としてでも払拭をしてもらいたいということです。その下の黄色い部分を見ていただければ、市民、地域住民、観光客に十分理解され、同時に愛される屋台でありたいというのが方向性①ですね。

もうちょっと詳しく申し上げますと、福岡市、つまり行政に求めます主な取り組みとし

ましては、人員をもう少しふやして、屋台をチェックと言うと変ですが、そういう屋台のあり方を見詰めていく体制をもう少し強化して、警察との連携強化もその中に入っていると思いますが、指導徹底、それから違反に対するペナルティーなども考えたほうがいいだろうということですね。それから、屋台条例というものを新たににつくって、屋台に関する基本的なルールをちゃんとつくって、さらに屋台のあり方の基本を明確化していくということも必要であろうと。それから、よく問題になりますが、市道の占用料が余りにも安いのではないかという意見が出ておりましたけれども、負担額の見直しとその調整ということも必要だということですね。

それから、単に取り締まったり、問題点を指摘するだけではなくて、模範屋台というものも、何印と言うか知りませんが、丸印の模範屋台の指定制度、屋台のどこかに、例えば、何がいいんですかね、「丸模」じゃ余りにも、ちょっとストレート過ぎですけど、何とか印というのを張る。ミシュランの三つ星じゃないですけども、ここは安心して入れるよみたいな、市民や観光客が一見して、ああ、ここなら安心して、ぼったくられることもないねという模範的なお店の指定制度を導入したらいかがなものかという意見もありましたので、それは入っております。

それから、屋台営業者に求める取り組みですね。これは、今、屋台に従事されている方すべてに、私たちがつくっているルールというものを遵守してもらわなければならない。どうしても今、そのルールからはみ出している部分があるので、地域住民などから、いろいろと問題の指摘がされているわけです。そのルールの遵守、それから地域貢献をするという取り組みについて、屋台営業者みずからが、福岡市の住民、市民、それから観光客等に対して、私たちはこういう取り組みをやっていきますよという決意を表明していただきたい。

それから、こういう具体的な取り組みをやっておりますよということをぜひ打ち出していただいて、ちゃんとルールなどを遵守しているという状況をみずから検証していくようなことも、ぜひやっていただきたいというのが、方向性①の主な内容です。

次に、方向性②ですね。観光資源としての屋台の活用ということです。黄色いところに書いてありますが、観光資源として福岡市をPRすることが屋台はできるのではないかと、できるとすれば、積極的にこれはPRしていこうというプラスの前を向いた形での提言ですね。

福岡市に求める主な取り組み、これは屋台の効用が経済効果とか、PR効果とか、いろ

いろいろありますが、それをちゃんと一度分析をしてほしい。どれだけ屋台の効用があるのか。何となくあるだろうという言い方になっていきますけれども、具体的にこれだけの効果があるということを、その都度、何らかの形で分析をし、そしてそれをメディアでもいいですし、何らかの形でフィードバックしていくということが必要であろう。

それから、イベントなど集客効果やPR効果を積極的に活用するための施策を何か実施してほしい。おそらく年に1回とか何かの折に屋台村みたいなものをつくるということも、その中に入ってくるんだと思いますが、何かそういう屋台をもっと全面に打ち出した集客効果のあるイベントを何か考えられないだろうかということですね。

それから、屋台営業者に求める主な取り組みといたしまして、イベントやPRの際の屋台営業者の協力や仕組みづくりの検討ということも必要であろう。

それから、もう一つは、これはかなり大きなことだと思いますが、観光資源と言っているからには、これからは日本人だけではなく、アジアを中心として外国の方もたくさん福岡市にはおいでになるわけですので、外国語のメニューを表記する。これは日本各地、外国人がたくさん訪れる観光地、例えば、京都などはほとんど中国語、韓国語で表記してありますよね。そういうのは今や日本では常識になりつつありますので、当然、福岡でもそういうことが一部されていると思いますが、屋台に関しましても、メニューなどはぜひそういうふうなことに積極的に取り組んでほしいということです。

続いて、方向性③に参ります。

方向性③は、公共空間における「都市の装置」としての自覚と責任というやや難しい表現になっております。要するに、都市の屋台は単なる屋台ではなくて、ある機能を持った装置である、福岡市のまちを魅力的なものにしていく装置であるという認識のもとに、そういうことをもっと進める方向でやってほしいということです。

もう少し具体的に申し上げますと、福岡市に求める主な取り組みとしましては、都市の装置としての屋台の公益性の整理ですね。市としての位置づけ、特に屋台条例というものをつくるかどうかということに最終的になってくると思いますが、この会としては、できれば屋台条例というのをつくって、そこである程度きっちりと方向性を出していただきたいという意見が出ていたと思います。

それから、公共空間の有効活用によって、にぎわい等を創出する方策と。これはこれまでと似たようなことなので、あまりくどく申し上げませんが、もっともっと屋台を使って、いろんなイベントなど、にぎわいを創出することができるんじゃないかという提案です。

それから、屋台営業者に求める主な取り組みは、公共空間の利用に当たって、屋台営業者の責務として、地域の清掃や観光政策への協力、ルールへの遵守です。これは③に書いてありますけれども、実は①にも入ってくるのかもしれませんが。屋台営業者の仕事が終わった後、そこが汚れていたり、衛生上よくないようなものが残っていたりすると大変にマイナスになってきますので、地域の清掃という衛生上の努力はちゃんとしていただきたい。それが都市の中における屋台のあり方の一番根本、基本的なことだろう。そこはちゃんとやってくださいねと。その結果として、観光政策への協力、観光への協力ということになる。それを全うするためには、ルールをぜひ遵守していただきたいという要望です。

という三つのことを総合して④としまして、福岡のまちと屋台の共生と。これが最終的な、もともと私たちの会が市長からいただいたお題なわけです。福岡のまちと屋台が共生できるのかどうか、共生できるとすればどういうふうに共生したらいいのかというのが私たちに与えられた宿題だったわけですが、その方向性④は、その部分についてもう少し詳しく書いてあります。これは今のところはまだ仮ですが、屋台共生対策本部というものを福岡市行政の中につくっていただけないかということです。総合的に、そして福岡市全庁的に体制を構築していただいて、単なる一部署が何かやっているというんじゃないくて、もう少しレベルアップして、屋台というものは福岡にとって必要なんだから、福岡市としてももう少しちゃんとした組織で対応するようにしていただきたい。

それから、屋台に関する専門部署の設置と施策の実施状況の定期的な検証、これは対策本部ができれば、当然そこに専門部署というものができるところから、そこが、1年に1回とかいうんではなくて、常時、屋台との連携、特に屋台営業者、組合等々との連携を保ちながら、ちゃんとルールとか施策が実施されているかどうか、そういうことの検証もしていただきたい。

それから、福岡市の公益に資する存在とするための屋台の位置づけの検討ですね。これは、福岡市のためになる屋台であるということをちゃんとうたった条例をつくって、その条例を運用することによって、屋台が決して福岡市の足を引っ張るのではなくて、福岡市をさらに輝くものにする存在になってほしいという願いを込めたということです。

それから、これはおそらくこれまで一番議論になってきましたけれども、市民の理解などを前提とした持続的な屋台の制度というものを構築していきたいと。当然、平成12年の指導要綱にありました原則一代限りというものをもう一回再構築してみよう。どういうふうに再構築するかはこれからの問題ですが、これはおそらく、権利金などが発

生するような問題を防ぐために、フリーに、どんな人にでも簡単にぱぱっと屋台が引き継がれるということではなくて、ある程度ちゃんとしたルール、もしくは審査機関などの審査を経て、それなりに条件に合った人へ継いでもらえるよう、公明公平性ということをきちっと担保したいということですね。

それから、もう一方で、これはこれまでの屋台の業者をどうするかということです。ここではさらに1歩か2歩か3歩、100歩ぐらい進んで、広く一般に屋台の公募というのをやってもいいんじゃないか。そして、新しく新規の屋台というものを、やる気のある若者や、やる気のある人たち、屋台で自分は福岡市に何か貢献をしたいという気持ちがある人に広く門戸を開放する。もちろんそれは厳しい条件に基づく審査をしなければなりませんが、そういう前向きな新規参入を認めていくということも、この再構築という言葉の中には入っております。単に見直すという言葉より、もっと積極的な深い意味を込めて、ここには書いております。

それから、最後に、これは福岡市に求める主な取り組みですけれども、適正に利用するというを前提にして、営業時間、屋台の規格、こういうものをもう一度見直してみる必要があるんじゃないかということで、ここに入れてあります。

方向性④の将来像ということですが、福岡のまちと共生する持続可能な屋台と。方向性④では福岡のまちと屋台の共生と単に言うておりましたけれども、これを単に今共生するだけではなくて、今後も持続可能な共生ということに考えたい。将来にわたって、できるだけ福岡のまちと、それから屋台が共生できるように考えていきたいということです。これは主に屋台営業者に求められる取り組みだと思いますが、屋台営業者としては、市民の皆さんに理解されて、観光資源、都市の装置として十分効果がある取り組みを今後やっていただきたいということです。

それから、屋台は一つの文化です。今後どういうふうに変わっていくかわかりませんが、この文化の継承においては、時代とともに、利用者のニーズ——もうちょっとこういうものが欲しいというふうなことが出てくると思いますので、できるだけそれに即応した形で、今後も長く、いわば福岡市だけしか持っていない特徴として続いてほしいなというふうに思います。それが提言書の中に入っているということです。

以上、提言書の概要の説明でございます。

7回にわたった皆さんから活発なご議論に基づき、一応、こういう提言書という形にまとめさせていただいております。屋台の問題については不明瞭な、不鮮明なところもあり

ましたけれども、この提言書が市長に渡されて、今後、行政、屋台業者、それから市民の皆様も含めて、ある程度、屋台ってこういう方向でこういうふうにするんだということがクリアになっていけば大変いいかなと思います。

私の提言書の説明は以上で終わりますが、福岡市のほうから何かございますか。

【事務局（臼井）】 特にございません。

【鳥越会長】 では、一応、こういう提言書にしましたけれども、これで市長に渡してしまうということでもいいのかどうかという最後のご了解を皆さんに得たいと思います。いや、もう一回見直したけど、ここは修正したいなというようことがございましたら、ここでご発言をいただければ。もしこの時点で修正ができるのであれば、別室で私と事務局のほうで修正をして配付し直すということも不可能ではありません。どうしてもそれが難しいようであれば、後日修正をし直して——ほんとうは私、今日午後から市長に渡すつもりでおりましたけれども、それができなければ後日、私がもう一回、また東京から福岡へ出てきて市長に渡すということになります。別にプレッシャーかけているわけじゃないですけども、できれば、今日ここでご了解をいただければありがたいかなと思います。いかがでしょうか。何かございますか。どうぞ。

【佐藤委員】 屋台を福岡の財産として次の世代に受け継いでいくという重要な提言として、これを支持していきたいと思いますが、この中で、対策本部に直ちに次の対策を譲るということではなくて、ルールであるとか、ここで提言されたものをしっかりと具体的なものに結びつけていくための委員会等による実施のための検討をぜひ間をお願いをしたいというふうに思います。

【鳥越会長】 その委員会というのは。

【佐藤委員】 つまり、この提言を受けて、その具体化のための検討の会議体をつくっていただきたいということです。

【鳥越会長】 それは市への要望ということですね。

【佐藤委員】 市へのお願いということです。

それともう一つ、屋台自体がこれから改良されていかなければいけないし、今までのスケールが適切ではないというふうに考えてきた検討の経緯がありますが、この中で15ページに屋台の改善という項目ではうまくまとまっていないような気がします。中身が少しずれてきているんで、その屋台の改善ということも考えておいていただきたいというふうに思います。これは小さいことで全体に影響することではありませんが、ここの解釈をきち

っとしておいていただきたいというふうに提言します。

この提言自体については賛同いたします。

【鳥越会長】 どうしますかね。臼井さん、それは今入りますかね。

つまり、いろんなことをやるよという対策がいろいろ書いてあるんだけど、実際にそれがなされているかどうかということを常時、定期的に検討する、チェックする、そういう何らかの委員会みたいなものが必要なんではないかと。そうしないと、結局言いつ放しになって、また同じことになってしまうのではないかとということです。佐藤さんのお気持ちはそういうことですよね。そこをどうするかということです。

【山崎副市長】 対策本部は、このご提言を受けて市役所として取り組みますけれども、そこをフォローアップしていくとか、あるいは対策本部に対してご意見をいただくような方法論はしっかりと考えてまいりたいと思います。

【鳥越会長】 そうですね。

佐藤さん、一応、対策本部をつくるという項目はございますので、対策本部の中で、当然チェックするための体制といいますか、常時、守られているかどうか、うまくいっているかどうかということのチェックは行われるわけですね。そういう部署は当然つくるわけですね。

【山崎副市長】 部署も当然、将来的につくってまいりますし、そちらに対して今回いろいろご意見を賜りました先生方、あるいはほかの方々からしっかりとご意見をいただくという方法論をしっかり組み込んで、この本部の運営と条例化、条例等の策定に向けてまたご意見を聞いていきたいと思います。

【鳥越会長】 場合によっては第三者委員会みたいな形に広げるということですか。

【山崎副市長】 そのほうがいいのかどうかは、またご意見を受けて考えたいと思います。

【鳥越会長】 わかりました。

では、佐藤さん、そこに吸収していただくということでよろしいですか。はい、わかりました。

ここはとても大事なことなので見過ごさないでいただきたい。私も、ここが抜けてしまうと、結局もともとと同じことになってしまいますので、そこはぜひ、単に対策本部をつくるだけではなくて、そこが実際にちゃんと活動するということをぜひお願いしたいと思います。

あと、いかがですか。どうぞ。

【西川委員】 たまたま、3月30日の日経に、屋台ルール違反、規制論に波及という新聞記事がばさっと載ったんですよ。その中に、営業一代限り緩和の一步と。それで、鳥越俊太郎さんは公人ですからお名前が載られてもいいんですけども、私が載って、とても私、びっくりしちゃったんですよ。その後、いろんな方からお電話いただきました。これは公開ですから、しょうがありませんけれども、私の言葉として、「そもそもこれまでのルールを守っていない。規制緩和など問題外」として、西川ともゑで載っていたんですよ。

いろんな専門家の方からご意見いただきまして、ルールだけではなく、今条例をきちんとつくるておっしゃいました。条例化するには市議会で話されますよね。で、条例になった場合、例えば、違反した場合には、屋台対策本部というところが注意をし、条例に違反していますよということまでされるんですか。

【山崎副市長】 具体的な方法論は、これから条例を議会でもご審議いただく中で検討していくことになりますが、今、西川委員がおっしゃったとおり、市として責任を持って対応するということは間違いないことでございます。

【西川委員】 そして、許可も大体更新がございますよね。どなたかが前に言われたように期限を設ける。

あとは、福岡市は共生に向けた重い荷物を持つことになるというふうに最後は締めくくってあるんですよ。私、今、鳥越会長から聞きまして、とてもきれいごとで済むという感じしておりますけれども、最後に、この会議の初めに申し上げましたけれども、次世代に負の遺産を残したくないというのが地域の住民の一番の願いなんですよ。これから、よい方向に向かっていくことを希望します。これが私の最後の意見でございます。

【鳥越会長】 わかりました。それはもう十分、議事録の中に反映をさせていただきたいと思います。

【西川委員】 もう一つ、この最後の一番の責任は福岡市、市長が持たれるんですか。

【鳥越会長】 当然ですね、それは。

【西川委員】 当然ですね。

【鳥越会長】 これは市長に提言書を渡しますから、その提言書を受けて市長がどうするかということになるわけですので。

【西川委員】 責任の所在を明文化していただきたいと思います。思っております。

【山崎副市長】 条例を制定していくというのは、まさに今、西川委員がおっしゃったことをしっかりとあらわすということです。この後、鳥越会長から市長にご提案あれば、市長のほうからしっかりとご発言いただけるというふうに思っております。

【鳥越会長】 行政はすべて市長が最終責任者です。それ以外ありません。

【西川委員】 ただ、いろんな方が転勤なさって、ほんとうだれもいなくなって、残るのは地域住民だけなんです。それを私はとても心配しております。

【鳥越会長】 そういうことがないように、こういう委員会をつくったわけですからね。せっかく、この委員会をつくった意味をもう少し考えていただいて。私も東京から何遍もやってきてやっているわけですから。きれいごとを言っているわけじゃありませんよ、私は。いや、西川さんからきれいごとと言われて、私、ちょっとむっとしているんですけどね。私、きれいごとを言っているわけじゃないですよ。本気で言っているんですよ。

【西川委員】 はい、お願いします。

【鳥越会長】 ほかにございますか。どうぞ。

【世良委員】 提言書の15ページの③の屋台共生対策本部（仮）について、現時点で福岡市がお考えになっておられる対策本部のイメージと、この対策本部でやろうと思っていることというのは、おそらくこの提言書に書かれていること全体だということにはなるのかもしれないんですけども、重点的にこういったことをするといった、この対策本部の中身と手がける事柄というのを、差しつかえない範囲で教えていただきたいと思います。

【山崎副市長】 今回のご提言で、これまでの行政、それから事業者に対する不信感はまだ払拭されていないという指摘を賜りましたので、しっかりとこちらに対応するような話が一つございます。それから、もう一つは、今回のご提言で、まちのにぎわいをもたらす都市の装置、あるいは観光資源というご提言をいただきましたので、こちらもしっかりやっていこうという検討がもう一つと。その二つをあわせて条例化に向けての検討を行うと。今のところは、新しい対策本部でこの三つを三位一体で考えていきたいというアウトラインでございますが、また、このご提案を受けて、市長ともども議論いたしまして、皆様方にご提示できるようにしたいと考えております。

【鳥越会長】 よろしいですか。

【世良委員】 はい。

【鳥越会長】 どうぞ。

【石森委員】 中身については、全く異存ございません。

【鳥越会長】 それでは、ちょっとすみませんけど、一応、ステップとして、とりあえず、この提言書について修正があるかどうかという点について今お聞きしております。それが終わりましたら、あとフリートークで、皆さん自由にご発言ください。どう共生すればいいかということをこれまでずっとやってきましたが、それはもう1回終わったということで、屋台に関する自由な意見を皆さんから述べていただく場を1時間ぐらい設けます。そこをお願いできればありがたいです。

【石森委員】 はい、わかりました。

【鳥越会長】 とりあえず今は、この提言書でいいかどうかを確認させてください。いいという皆さんのご了解を得られれば市長に午後渡しますよということをお聞きしているんで、その点でご意見ございましたらお願いします。

【福山委員】 長い間お疲れさまでした。提言書を出していただいて結構でございますが、提言書を提出されるときに、この提言書の中で、委員の意見と思いとという項目があります。下の施策のほうにですね。

【鳥越会長】 委員の何ですか。

【福山委員】 委員の意見と思いとというのが各欄にあります。今度の屋台共生対策本部等で検討されるときには、こういう意見と思いがあつたんだということをぜひ追加してお伝えください。提言されるときにこれをぜひ尊重してほしいということを一言お願いしたいというふうに思っております。

【鳥越会長】 わかりました。それは言っておきます。

【福山委員】 提言内容については意見はありません。

【鳥越会長】 わかりました。大事なことです。市長、ここをちゃんと読めよということですね。ありがとうございます。

いかがですか。特になければ、一応これでよろしいですね。

〔「異議なし」との発言あり〕

【鳥越会長】 では、私、今日午後から市長に提言書として渡します。今、福山さんほか、皆さんがおっしゃったご要望も含めまして、市長にお渡しいたします。

改めて言うことはないんですけども、福岡市としても、これからより一層、これまでのような不信感が芽生えることのないように、ちゃんと取り組んでいただきたい。それから、そちらにいらっしゃいます屋台営業者の皆さん方は当事者です。これだけの皆さんのいろんな思い、意見がありますので、それはしっかり受けとめていただいて、今後ぜひ改

善に努めていただきたい。これは私からのお願いでございます。

ということで、一応、所期の目的の提言書の作成についてはこれで終わったことになります。去年、9月から半年ぐらい皆さんには毎月集まっていただきまして、大変有意義なご議論をいただきました。私は会長として進めやすく、大変感謝をしております。大変有意義な会議になったと思います。

今、11時18分ですが、もう少し時間がございますので、これからはもう取っ払いまして、自由に何でもいいよということで、自由な感想を皆さんに言っていただきたいと思います。これはもちろん提言書にすぐそのまま反映させるわけでありませんが、福岡市、それから屋台営業者の皆さん方がちゃんとそれを受け取っていただいて、受けとめていただいて、今後の施策に十分反映させるというつもりで、これからのしばらくの時間、フリーディスカッション、フリーストーキングにさせていただきますと思います。

戻りまして、どうぞご自由に。

【石森委員】 恐縮でございます。

大変よいものができ上がったのではないかなと思うんですけども、屋台の存続のためには、この提言が今後の検討を通じて実現されていく、具体化されていくということがもちろん必要なんですけれども、このほかにも道交法の警察の許可がございまして、こちらとの連動については確認しないまま発言しているので、当たらない点があったらお許しください。

警察の目から見ると、福岡市がこのように検討しているということは見えるんですけども、しかし、福岡市で考えていることであって、道交法の許可のことは基本的に入っていませんよね。ですので、要望として、これから具体化を検討される過程では、フォーマルにでなくて結構だと思いますけれども、警察との意思疎通といいますか、警察への市の施策の説明や納得を得るとか、そういう過程をぜひ経ていただきたいなと。せっかく道路法上の許可が出ても、道交法の許可が出なければ結局屋台はできないわけです。関係機関とも連携しながら、タイアップして、力を合わせて、よりよい屋台ができればいいと思いますので、ぜひその過程で連携を図っていただきたいなという要望でございます。

【松汐委員】 松汐でございます。

昨年9月の第1回目のとき、どういう共生のあり方のお話し合いになるんだろうかということで私は心配しておりましたが、たび重なるごとに非常にいろんな皆様のご意見が出て、この市のまとめられた提言書というのは、方向性としては網羅されたような気がして

おります。ただ一つだけ、何度も繰り返しますように、現状が現状なものですから、これから施策、対策に入っていくときに、非常に重い問題があると思うんです。

通常、正常にきちっとやられていれば何ら問題ないんですが、結局、一部の方ですけれども、違法に近い方たちをどうされるかが今後の非常に大きな問題だと思います。

組合長さんあたりはほんとうに一生懸命やられていて、そういうところはおわかりでしょうが、これからほんとうに真に福岡市、市民全体が認める、また地域住民が納得するような屋台との共生をどうやって組み立てていくかというのが、まさにこれからの対策のかなめだというふうに思っております。

ほんとうに、長い間ありがとうございました。私どもは地域住民の立場でしか発言はしておりませんが、よくよく考えると、福岡市全体の将来の非常に大きな問題だということについて、議論するたびにいろんな考え方が交錯しておりまして、非常に勉強になりました。どうもありがとうございます。

【鳥越会長】      どうも。

時間ございますから、自由にどんどん手を挙げてご発言ください。何なら指名しましょうか。指名するほどのことでもないんですが。吉田さん、どうですか。目が合っていましたので。すみません。

【吉田委員】      9月からほんとうに、皆様にいろんなご意見聞かせていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございました。

この提言書のお話で、一つだけ、今後に向けてお願いしたいのは、屋台の方が参加しなからのルールづくりをぜひとも進めていただきたいということです。これは行政の方への要望になるかもしれませんが。前回の要綱は、事業者さんが知らない間にできていたというお話もちょっと耳にしました。ここの15ページに書いてあるように、現状を追認すべきではなくて、例えば、今もう既に時間が長いからとか、たくさん物を置いていて広いからということを前提にすべきではないというふうには思うんですけれども、ただ、費用負担も含めて実際に継続的にやれるというあたりは、かなり営業に直接影響があることだと思います。そのあたりは現実的な数字も踏まえまして、市の方とやりとりをしていただければというふうに思っております。

屋台の方は、その間、お仕事しながら、そういった会議に参加されるのはすごい大変だと思うんですけれども、今後の屋台の未来のためというふうに思って、ぜひご協力をいただければなというふうに、外側からの意見で申しわけないですけれども、そういうふう

思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【鳥越会長】      ありがとうございました。どうぞ。

【園田委員】      組合員さんの意識改革が一番大切だと思うんですね。だから、ユニホームを皆さんつくられて、一緒に博多観光屋台とか、また、ここにイベントの参加ということもありますが、博多どんたくに横断幕でも博多観光屋台とか、皆さんにそういうことを訴えたら、親しみも一段とわくんじゃなかろうかと思います。

【鳥越会長】      ここらで、ちょっと屋台の業者の方でどなたかどうですか。ずっと何となく被告席に座らされているような気持ちもあったかもしれませんが、皆さん方の発展を願ってみんな議論しているものですから、ぜひ受けて、どなたか、安野さんか、澤野さんか、どちらでも結構ですが、一言、ご決意のほどを。

【安野委員】      ほんとうに、このたびは皆さん方からの意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。今から先、この提言書によってルールが決められると思いますので、それを絶対浸透させて、遵守させるように、我々は努力していきたいと思います。ほんとうにありがとうございました。

【鳥越会長】      よろしくお願いします。どうぞ。

【中原委員】      どうもご苦労さまでした。第6回のときに方向性が大体示されたと思います。今回が提言のまとめで、今からルールを明確にしていかれるわけでございます。私もこの委員になりまして多くの仲間からたくさんのご意見を聞きましたし、また、いろんなところで人と会うたび、この問題について聞いております。今日も実はここに来るまで、タクシーの運転手さんとこの話をしました。タクシーに乗ったら必ずしております。いろいろご意見がございます。ただ、やっぱり市民から愛される屋台をつくってほしいという意見が非常に多うございます。せっかく福岡市がこれだけ屋台問題に取り組むのであれば、資源として市民から愛される屋台でなければならない。

それと、私ども障害を持った者、また高齢者もそうなんですけど、やっぱり、ぜひ参加しやすいルールづくりをしてほしいなと思っております。屋台というのは昔からありました一つの名所、名物でございまして、いろいろ皆さんが行くんですけど、バリアの問題などで寄りつけないというのがございます。今、福岡市もユニバーサルシティ福岡というのを市長が打ち出しておりますので、それと絡めながら、みんなが安心して行けるような場所にしてほしいなと、ルールづくりの中にそういうのを明確に入れてほしいなということをお願いしたいと思います。

それから、先ほどからもご意見出ておりますけど、これをつくったら、必ず検証しながら更新をしていただきたいなと思っております。

話はちょっとこれと違うんですけど、7年前に西方沖地震がございました。その前に支援が要る人の要援護者台帳がつくられていたのですが、その後、全然更新がなされてなかったものですから、地震のときに全く機能しなかったという例がございます。こういうルールとかつくられたら、更新しながら、いつでも機能するように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

【鳥越会長】 どうもありがとうございました。どうぞ。

【米倉委員】 半年間、ありがとうございました。

今、うちの組合では、まだ案なんですけど、福岡市の災害のときのための炊き出し隊というのを組合のほうで何名か準備しようとしています。今後、組織図やマニュアルなどをつくって準備しようという組合の意見があつて、今取りかかっています。行政の方にもいろいろとお聞きしたいことがありますので、よろしくお願いします。

【鳥越会長】 どうもありがとうございました。

別に、感想でも何でもいいんですけど、どうですか。田中さんからまだ何も聞いていないのでお願いします。女性ばかり当てて申しわけないです。

【田中委員】 この委員として、最初のほうは欠席ばかりしていてご迷惑をおかけしました。また、こういった委員として参加させていただくことも初めてだったので、終始、毎回緊張して出席させていただいていたんですけども、こういった委員会があつて、また行政の取り組みがあることで、屋台のイメージが変わって、皆様から、地域住民の方からも愛されるような屋台になっていけばすごくいいなと思いました。

屋台はコミュニケーションの場としての役割が大きいと思うんですね。今、私はひとり暮らしなんですけれども、隣の人が越してきてもあいさつをしに来なかったりとか、だれが住んでいるのかわからない状況が多い中で、飲みながら、食べながら、気軽にわいわいできる場所というのはすごく今大事だなと思つていて、不満を解消しながら、いい方向に進んでいければなと思っております。

今回はありがとうございました。

【鳥越会長】 どうもありがとうございました。

いかがですか。どうぞ。

【佐藤委員】 この研究会を通して、屋台の問題点をたくさん確認させられましたが、ただ、その半面で屋台の魅力も再発見することができました。

この屋台の魅力を最大化するように、これからぜひ関係者の皆さんで努力していただきたいと思いますが、フリートークということで、具体的に一つ提案します。ぜひ安全・安心マークのようなものをつくっていただきたい。これまで屋台でぼられたとか、従業員のマナーが悪いとか、衛生上の問題とか、幾つかの問題が指摘されていますが、それらを克服するために、ぜひそういうマークをつくっていただきたいなというふうに提案します。

【鳥越会長】 先ほど私も模範店のマークをつくったらどうかということを申し上げましたけれども。

【松汐委員】 ということは、悪い屋台を容認するんですか。もともと、できて当たり前の話で。

【鳥越会長】 だから、ついてない屋台は、マークがつくように努力してもらうということで。

【松汐委員】 皆様のご意見で、いつも私、不思議に思うんですが、いい屋台だから優良屋台のマークを与える、そうすると悪い屋台がなくなるという論理なんです、それはないんです。大体屋台というのは、基本的には、市民が納得して、安心して行けるものであってほしい。だから、優良マークというのは、ここの店主は非常に優しい人だなとか、いろんなコミュニケーションがあるなとか、そういう点について市民にアンケートをとって決めるようなやり方じゃないと。ルールを守るから行政とか我々が優良屋台マークを渡すものではないんじゃないかということを僕は常々思っていたんですよ。あくまでも、基準は守るのが当たり前。プラスアルファ、市民に親しまれるように何かある屋台については、アンケートでも何でもいい、それを付加して与える。いい屋台、悪い屋台を選別する必要はないと僕は思っています。これからは、みんないい屋台だというふうに考えていかないといけない。

今でも現状としては、ご存じのように、ここの委員会が始まって昨日まで、全くルールを守っていないところがうちの近くにあるんですよ。2軒ぐらいですね。でも、それはこれから変わるだろうという願望のもとに、私はこの共生のあり方の委員として、今後はきちんとサポートしたり、見ていきたいなというふうに思っています。

【鳥越会長】 確かに、ほんとうは全部優良でなきゃ困るんですよ。

【佐藤委員】 それは意見は同じなんです、やはり全員で一歩ずつ解決していかなければ

ればいけないということで、優良屋台ではなくて、安全・安心という最低限の保障をきちんとしていくことだろうと思います。

【鳥越会長】 僕は思うんだけど、例えば、よくぼったくりがあるとか言われますけれども、料金メニューはきちんとしていますよとか、それから衛生上はちゃんと行政が立入検査して全く問題ありませんとか、そういう安心・安全という点で、お客さんが初めて来ても、ああ、ここは安心・安全な店なんだということがわかるような工夫は必要かもしれませんね。

【松汐委員】 過去において優良マークを出されたこともあるみたいです。私、ちょっと記憶にあるんですが、結局、それも一時で終わったみたいなんです。何かマークが特権化したりしていることが少し支障になったみたいです。さっき申しましたように、それならまだほかに別に方法があるんじゃないかなろうかということなんです。だから、さっき私は、正常に営んでいただけるような仕組みをこれからつくるのは大変だろうなという発言をしました。多分、組合長さんはわかってあるはずです。今後、よりよい屋台をみんなでつくっていくということが、この委員会の責務だというふうに思っております。

【鳥越会長】 どうぞ。

【福山委員】 いろいろ、あるべき姿と申しますか、これからの問題を話されていますけれども、私自身、今回の提言がされますと、結局、屋台の方は、ああ、これで屋台問題は一段落したと、ほっとされると思うんですね。しかし、これからが始まりなんです。

【鳥越会長】 そうですね。

【福山委員】 実は、屋台に行って、お酒とかビールの値段表示しているところはほとんどないですよ。屋台に入られるとき、酒やビールが幾らかというのは皆さんわからないんですよ。現実には5,000円と言われたら5,000円払わざるを得ないんです。今、指導基準があるわけですから、行政のほうで屋台共生対策本部ができる前に、まず業界の方はみずから現在の屋台指導基準に合うように努力していただきたい。

【鳥越会長】 少なくともメニューぐらいはちゃんとして。

【福山委員】 ええ。衛生面とか、汚水の垂れ流しとか、改善すべきところは、今からすぐ取り組んでいただきたい。でなければ、幾らこんなきれいなものをつくっても、また、今後こういう対策本部が検討されても、いいものができ上がりません。これからが始まりです。皆さんも、そういう目でウオッチングしていただきたいと思います。

【鳥越会長】 そこで、澤野さんか安野さん、どうですか。これが出て、上から、市か

ら言ってこられる前に、すぐ今からでもやってほしいという。確かにそのとおりですわね。

【安野委員】 今ご意見出たんですが、必ずメニューの下には単価を書くようにという指導はしてあるんですよ。ほとんど書いていると思うんですけどね。

【鳥越会長】 メニューのない店はないですか。

【安野委員】 おそらく、ないと思うんですけどね。

【鳥越会長】 ああ、そうですか。

【福山委員】 メニューはあるんですけど、酒の値段は書いていないですね。ビールは幾らとか、お酒は幾らって書いているところはほとんどないですよ。

【鳥越会長】 それはメニューじゃないじゃないですか。

【安野委員】 いや、そんなことはないと思うんですよ。

【福山委員】 メニューというよりも値段がわからないんですよ。

【安野委員】 そんなことはないと思います。もう一度、点検はいたしますけど、そういう店については、巡回指導のときにちゃんと指導しているんですよ。その指導に私たちが回るのがわかっているから、ちゃんと値段も書いて。黒板なんかを出して、書いている店も多いですね。

【鳥越会長】 すし屋さんはメニューしか書いていないんですね。値段書いてないんですね。あれ、不安なんですよ。同じですよ。幾ら取られるんだろうかと思ってね。

【松汐委員】 多分ですね、何度も申しますように、やはり現状がどうなっているのかからのスタートだと思います。一生懸命やってある屋台、それから、そうでない屋台が現状としてあるもんですから、これをどうやって、これから全体的にいい方向に移行させていくのかということが一番大事な問題じゃないかなと。組合長さんたちはしっかりされているにもかかわらず、何度もおっしゃる言うことを聞かないという問題です。これがどこできちっとご指導というか、屋台業界としてルール遵守とか、いろんな問題に協力していただけるようにしていくか、これが一番、市民から愛される屋台になっていくためのポイントじゃないかなというふうに思っております。

【鳥越会長】 どうぞ。

【大崎委員】 すばらしい提言書ができてよかったなと思っておりますが、あくまでもこれは総論であって、今度は各論に入るわけですね。この各論が大きな問題になってくるだろうというふうに思います。

7 ページに載っているんですが、取り組みに当たって、行政と業者、それと地域の方の

会合を開いていくことに大きなポイントなんじゃないかなと。そうしないと、幾らどんなことを言ってもまず無理でしょう。

それと、僕は行政にお尋ねしたいんですが、屋台は何台でよしとされるんでしょうか。今、150台と言っていますが、150台よりもふやされるんですか、減らされるんですか。その点、台数がどうなのかという検討もされるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

それと、チェック機能がいかに大切かということは、10年前の実績を見てもわかるわけですね。それは臼井さんだって百も承知だと思うんですが、いかにチェック機能を担保するかということが大きなポイントになってくるだろうと思いますので、今後の各論には、業者だけでなく地域の方にも行政にも入っていただいて、より以上にすばらしい屋台をつくっていただくようにしてほしい。

これは、新しいものをつくり上げるのは簡単ですが、現在、営業されているんですね。今までの流れを変えていくというのはものすごく大変だろうと思うんですね。これを営業者の方々がほんとうに自覚されるかどうかというのが問題だろうなと思いますので、その辺をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

【鳥越会長】 それは受けとめるということによろしいですね。何か特に意見はないですね。

それでは、もしなければ、大体このあたりで閉めさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。大丈夫ですか。まだありますか。井上さん、言ってなかったな。

【井上委員】 何人かの方から、現在の営業者の方に、これは規制緩和ではなくて、自分たちの責任を果たさないと営業は続けられないんだよというふうな、ある意味の警句にならないといけないというお話が出たと思います。そういう意味では、その文言がほんとうに提言書で満たされたのかなというのと、若干疑問である気が私はしているんですね。

一つは、原則一代限りというのを基本的には撤廃するという方向なんですけど、いいところだけ考えると、現在の許可を持っている人は子供たちに営業権を譲渡していける、可能というふうにも受けとめられるんですね。一方で、新規の参入者に対する機会も与えるような方向を示している。新規参入者に対しては、期間を限った、許可の取り消しを含む入退出のルールが必要だとありますが、そういう意味では、現営業者、それから新規参入者を問わずに同じルールを適用するというふうなことがもう少し明確に入ったらよかったか

なという気がしております。

実は、最初のところで確認をしようと思っていて、委員長のプレッシャーに負けまして言うのを忘れていたんですが、ちょっと念のために1点だけ確認させてください。提言書の14ページですね。

この表現、皆さんは多分もう読まれていて納得されていると思うんですが、14ページの「求められる具体的な施策」の6行目に黒点がありまして、「原則一代限り」については、①権利金等の問題が発生しないよう、現営業者が特定の者に継承することはできない」と。これはこれで正しい。でも、これまでのルールは、「特定の者以外には継承できない」だったのではないかなと私は思うんですよね。この文言で皆様がよろしいとおっしゃれば私は全然構わないんですけど、1点これはちょっと確認しておいたほうがいいのかなという気がします。どうですかね。

【鳥越会長】 まあ、えらい違いですね。特定の者以外には継承することができない。

【井上委員】 これまでではですね。

【鳥越会長】 特定の者に継承することができないということになると全然違ってきますよね。

【井上委員】 後のところで「特定の者」という意味がわかるんですが、いかがでしょうかね。皆さんがもうこれでいいよとおっしゃれば、私も別に、新しい仕事をつくる必要もないと思いますので。

【松汐委員】 この文章を読む限り、現業者が次の方を指定、特定はできないと解釈できるんですね。だから、全体的には、これからつくる仕組みの中で、要するに、継承というか、認定していくという問題が当然出てくるわけです。

【鳥越会長】 だから、たとえ子供であろうとも特定の者であって、継承することはできないこともある。ある一定の審査を経なければ、子供といえども継承はできませんよという意味に僕は受け取っています。

【松汐委員】 そうです。今までのルールでは、自然的にだめだと。でも、現状は、一部、特例をもって子供さんたちに継承をしていたという事実が当然容認されているわけです。

【鳥越会長】 それが「特定の者以外には」という意味ですよね。子供はいいよということ。

【松汐委員】 この文章からいくと、今営業権を持ってある人が次に継承する場合には、

その方が決めた方に継承することができないということで、少なくとも今からできる機関が審査して、それを認めるか、認めないかという方向になっていくんじゃないか。

【鳥越会長】 より厳しくなったということですかね。

【松汐委員】 そうです。

【井上委員】 皆様がそのように限定解釈すべきだということであれば、私はこれ以上申し上げることはありませんということです。

【鳥越会長】 そういうことです。

【井上委員】 よろしいですね。

【鳥越会長】 松汐さんと私も全く同じ意見です。

【井上委員】 わかりました。

だから、原則一代限りについては、その辺の疑問が解ければ、一番最初に申し上げたことがこれからの課題として、やっぱりあるだろうということです。

あと、細かいことを二つほど申し上げたいと思います。

一つ目は、前にも申し上げたんですが、やっぱり道路に屋台が絶対に必要なのか、道路でないと屋台は成り立たないのかという、この辺の議論がちょっと足りなかったなという気がするんですね。トイレとか、水道とか、下水とか、この辺はやっぱりほんとうは道路の中では対応できないんですよ。もしも、公共空間の中で対応できるとすると、多分公園だと思うんです。

一方で、今やっぱり日本は、福岡市といえども土地は結構余りつつあるわけですね。そうすると、公共空間でなくても、民間の土地も利用できる。とすると、屋台というものが何で道路にないといけないのという検証をもうちょっと、ここでしたかったなというのが私の感想です。

それに関連して、結局、ここでは屋台の議論だけでしたが、公共空間、特に道路を市の活性化とか市民のために活用するということについては、屋台だけじゃないんですよ。今、日本では非常に少ないんですけども、例えば、歩行者専用道路もちろんあります。これは交通としての利用ですから、特に規制だけの問題ですが、一方でオープンカフェとか、フリーマーケットとか、会議の中でどなたかが発言されたいんですが、やっぱり屋台をきっかけにして、これからの福岡市における公共空間の利用のあり方、こういうところもぜひこれから福岡市は議論していただきたいというふうに考えております。

以上です。

【鳥越会長】 それは大事なことです。議事録にとどめておいていただきたい  
と思います。

大体皆様のご意見も出尽くしたようなので、この研究会での話は一応終わりたいと思  
います。市側から何かありますか。よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、これまでの議論を通して、屋台営業者の方、そして福岡市行政当局、そして  
もちろん一般の市民の方々、三者が一体となって、より市民に、それから観光客に愛され  
る屋台を目指して、共生をしていくということを私も強く感じましたので、そういうこと  
を期待し、願いつつ、この屋台との共生のあり方研究会は、これにて閉会とさせていただ  
きます。ありがとうございました。(拍手)

—— 了 ——